

農家の皆様へ

平成23年9月15日
宮城県北部地方振興事務所

**大崎市，加美町，色麻町，美里町，
涌谷町，栗原市で製造された牛ふん
堆肥等については，汚染稲わらを給
与・利用したもの以外は施用・出荷
が可能となりました。**

検査の結果暫定許容値を超えたものは引き続き出荷が停止されています

○県がこれまで実施した牛ふん堆肥の放射性物質の抽出検査において，検査した3検体の測定値が全て暫定許容値（400ベクレル/kg）以内となったので，当該市町内の「汚染稲わらを給与・利用した牛の排泄物等を原料とした牛ふん堆肥の製造所，畜産農家等」を除く牛ふん堆肥製造所等の堆肥の施用・出荷が可能となりました。

【参考】

○肥料（堆肥を含む）・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値（暫定許容値）は400ベクレル/kgです。

ただし，下記のような自給的利用に限り，暫定許容値にかかわらず，農産物，家畜排泄物又はそれを原料とする堆肥を施用することができます。

①生産した農作物の全部又は一部をその農地に還元施用する場合

※水田利用の所得補償交付金の耕畜連携助成の対象となります

**②草地・飼料畑等で生産した飼料を畜産経営に供給し，その畜産経営から
入手した家畜排泄物又は堆肥を，元の草地・飼料畑に還元する場合**

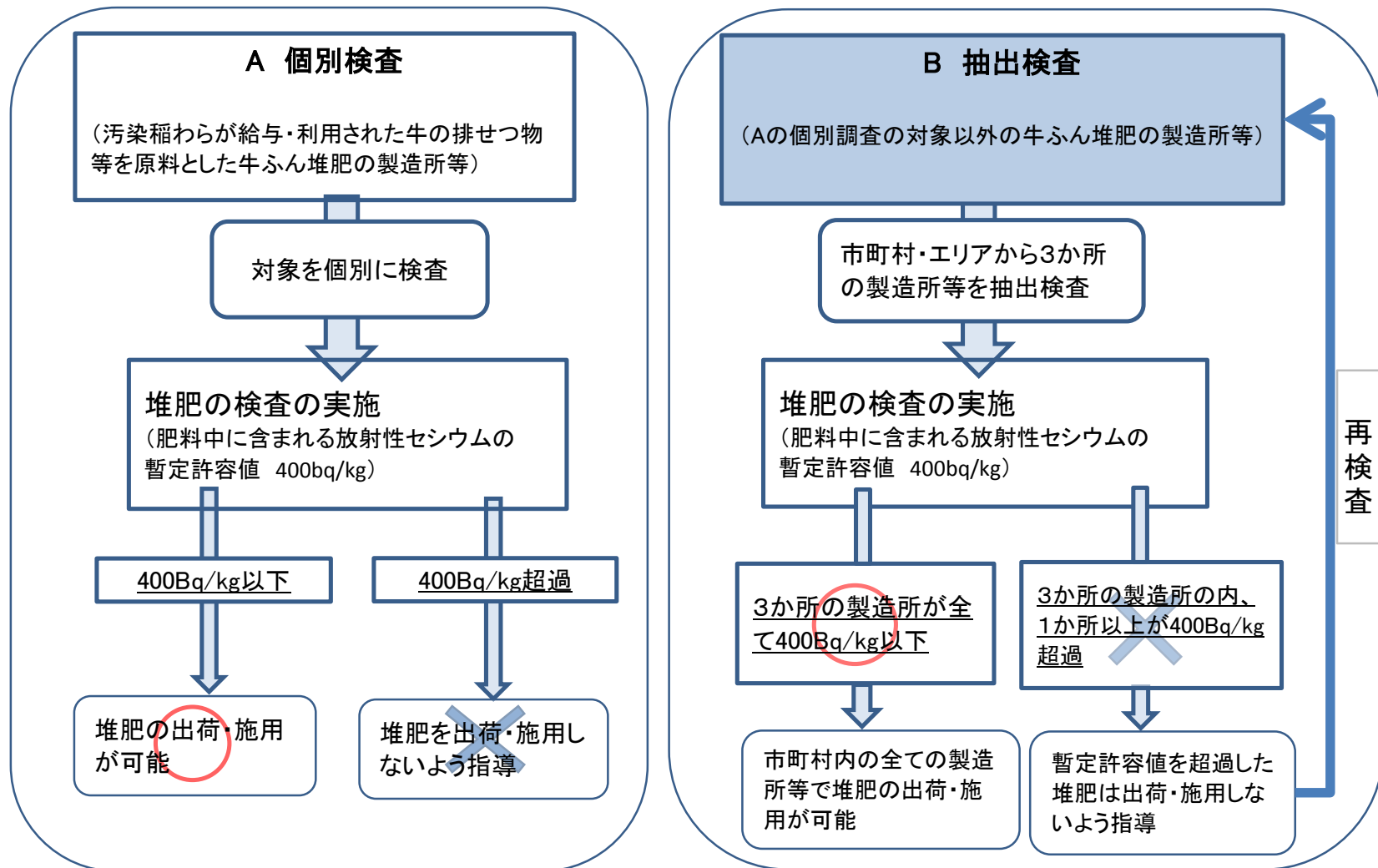
※外部から持ち込んだ原料で自家生産した堆肥等は対象外です

【堆肥等の放射性物質の暫定基準値や検査などに関する問い合わせ先】

- | | |
|--|--------------|
| ☐ 宮城県農林水産部農産園芸環境課 | 022-211-2846 |
| ☐ 宮城県農林水産部畜産課 | 022-211-2852 |
| ☐ 宮城県北部地方振興事務所農業振興部 | 0229-91-0717 |

牛ふん堆肥の放射性物質検査の仕組み

農産園芸環境課・畜産課



「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」(平成23年8月5日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)による